

※ 成年後見人等候補者の方は、お手元に保管してください。

成年後見人等となる方へのお願い

成年後見制度は、援助が必要な方（ご本人）のさまざまな権利を適正に保護することを目的としています。

成年後見人、保佐人、補助人の行った行為の中に、ご本人の権利を侵害する行為があると、「不正行為」とみなされ、**民事上の責任**を負うことがあります。不正行為が悪質なときは、**刑事罰**を受けることもあります。

次のようなケースについては、あらかじめ裁判所や後見等の監督人に報告をするか、必要な許可を受けてください。報告や許可を得ないで行うと、不正行為とみなされることがありますのでご注意ください。

勝手に行ってはいけないことの例

- ご本人の預貯金を、成年後見人等またはその家族のために生活費等として払い戻したり、解約して使用すること
- ご本人が被保険者や受取人となっている保険契約を解約したり、契約内容を変更すること
- ご本人名義の不動産について、次のような行為をすること
 - 売却すること
 - 建物を取り壊すこと
 - 抵当権などの担保の設定をすること
 - 名義を問わず、ご本人の土地の上に建物を建築すること
- ご本人の不動産を売却して受領した代金や、保険契約により受け取った保険金を使用すること
- ご本人の財産を他人に贈与したり、寄付をすること
- ご本人の財産を利用して、投機的な運用をすること
- ご本人名義で他人から借り入れすること
また、ご本人を貸主として成年後見人等や他人が借り入れすること
- ご本人に不利益な遺産分割をすること